



見を踏まえ、同号に所要の措置を追加する。

#### (4) 改正イメージ

平成20年国土交通省告示第1447号（昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件）

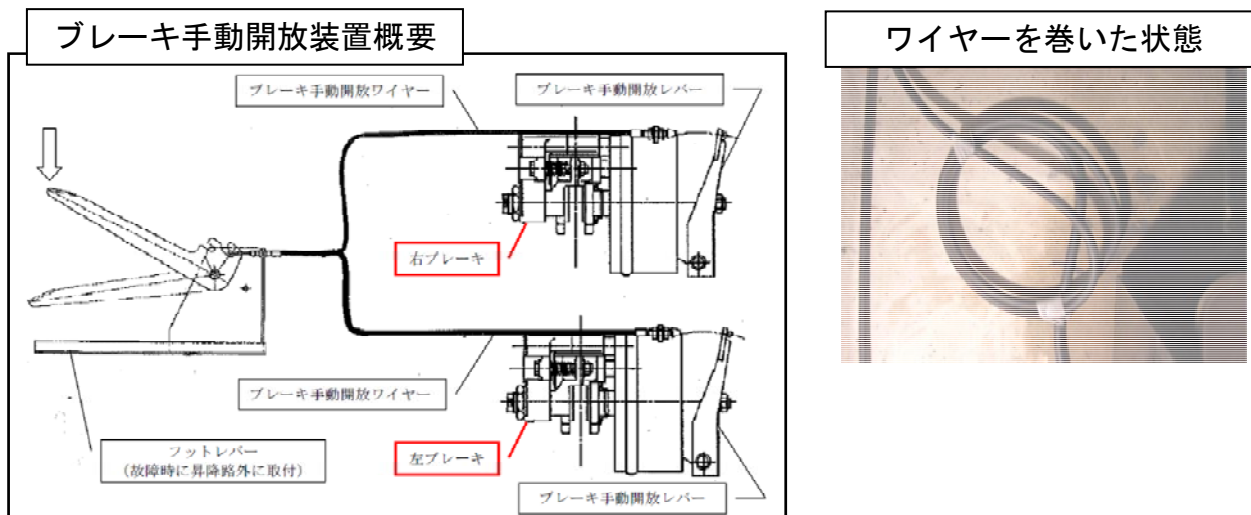
建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。

- 一 施錠装置は、昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。
- 二 施錠装置は、昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、当該戸を自動的かつ機械的に施錠するものであること。
- 三 施錠装置は、かごが戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ昇降路外から解錠することができないものであること。
- 四 施錠装置は、施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合において、当該戸が容易に開かないよう、次のイ及びロに適合する構造その他施錠された状態を保持することができる構造であること。
  - イ 施錠装置の係合部分は、7ミリメートル以上であること。
  - ロ 手動で開閉する昇降路の出入口の戸にあつては、人がかぎを用いずに当該戸を開こうとした際に施錠する方向に作用する力が減少しない構造であること。
- 五 施錠装置は、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。

## 2. 東京大学柏キャンパスエレベーター事故調査報告書への対応について（案）

### （1）事故原因

ブレーキ手動開放装置のブレーキ手動開放レバーの状態がブレーキ手動開放ワイヤーの状態で容易に変わる構造であるにもかかわらず、ワイヤーの固定をするか又はワイヤーの状態の確認をルール化する等、ワイヤーの状態を保持する適切な措置が講じられていなかったことによるものと推定。



### （2）報告書意見

国土交通省は、新たに設置するエレベーターのブレーキ手動開放装置についてはブレーキの制動機能を低下させるような操作、設定をさせることのない構造となるよう措置すること。

### （3）改正の概要

機械室を有しないエレベーターについては、平成12年建設省告示第1413号（特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件）第1第三号ホにおいて、「制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、かごを制御することができる装置を設けること。」と規定しているところであり、上記報告書意見を踏まえ、同号ホに所要の措置を追加する。

### （4）改正イメージ

平成12年建設省告示第1413号（特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件）第1第三号

三 機械室を有しないエレベーター 令第129条の6、第129条の7第二号から第五号まで、第129条の8第2項第二号並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

- イ 昇降路は、平成20年国土交通省告示第1454号（第六号に適合するものにあつては、同告示第六号を除く。）に定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとする。この場合において、同告示第一号中「機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲」とあるのは「換気上有効な開口部」と読み替えるものとする。
- ロ 駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）を設ける場所には、換気上有効な開口部、換気設備又は空気調和設備を設けること。ただし、機器の発熱により駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合においては、この限りでない。
- ハ 駆動装置等は、その設置する部分を除き、かご、釣合おもりその他の昇降する部分が触れるおそれのないように設けること。
- ニ 駆動装置等から昇降路の壁又は囲いまでの水平距離は、保守点検に必要な範囲において50センチメートル以上とすること。
- ホ 制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、かごを制御することができる装置を設けること。この場合において、当該装置は、変位等により制動装置の機能を低下させない構造とし、又は変位等が生じないよう固定させること。
- ヘ 駆動装置等を昇降路の底部に設けるものにあつては、ホに掲げる装置のほか、保守点検を安全に行うことができるよう次に掲げる装置を設け、かつ、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合においても駆動装置等に触れるおそれのないものとする。ただし、高さが1メートル以上の退避上有効な空間が確保されたものにあつては、(3)に掲げる装置を設けないこととすることができる。
- (1) 昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置
  - (2) 昇降路内において、機械的にかごの降下を停止することができる装置
  - (3) 非常の場合に昇降路内において、動力を切ることにより、かごの降下を停止することができる装置